

令和7年度 随意契約結果＜総務部＞

（令和8年3月31日現在）

番号	担当課	契約の相手方 （住所、会社名、代表者）	契約の名称（工事・ 業務名等）及び番号	種 別	概要 （工事・業務等概要）	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
1	総務課	京都市下京区東塩小路高倉町2番1 日本通運株式会社京都支店 支店長 鷲尾 英司	令和7年国勢調査調査員配布用 資材の保管及び仕分け業務	役務	令和7年国勢調査調査員配布用 資材を保管し、各調査員毎に資 材の仕分けを行う	令和7年4月30日 ～ 令和7年9月30日	2,400,739	2,405,821	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の 規定による。 ②契約の相手方の選定理由 倉庫業を営む市指名登録業者に対し意向確認を行 い、当該業務を受託可能である旨の回答があった 事業者より見積徴取を行い、予定価格の範囲内で あったため契約相手としたもの。
2	総務課	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番4 号 関西レコードマネジメント株式会 社 代表取締役 池田 彰	令和7年度木津川市文書管理維 持業務	役務	木津川市文書管理業務の支援 ・書庫の廃棄文書抽出作業 ・書庫への移管保存箱の処理	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,305,700	1,305,700	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の 規定による。 ②契約の相手方の選定理由 当該業者は、書庫の位置や作業の流れ、データ ベースの取扱い等を熟知しており、正確で迅速か つ柔軟な対応が見込めるため。
3	総務課	東京都港区南青山二丁目11番1 7号 第一法規株式会社 代表取締役社長 田中 英弥	木津川市例規管理データベース システム業務	役務	例規データベース及びインター ネット公開用データ構築 例規執務支援システムの構築及 び保守管理 制定改廃例規データ更新及び例 規相談、情報提供サポート業務	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,458,600	1,458,600	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の 規定による。 ②契約の相手方の選定理由 本データベースシステムの構築事業者のみが保守 を行えることから、当該事業者から見積徴取し、 予定価格の範囲内であったため、契約を行った。
4	総務課	木津川市加茂町岡崎西垣内11 看板のイワタ 代表者 岩田 司	第27回参議院議員通常選挙に 係るポスター掲示板作成業務 7-木参選-4	物品	第27回参議院議員通常選挙の 執行に伴うポスター掲示板の購 入	令和7年5月12日 ～ 令和7年6月12日	2,608,320	2,608,320	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の 規定による。 ②契約の相手方の選定理由 市指名登録業者であり、予定価格の範囲内であっ たため契約相手としたもの。
5	総務課	大阪府東大阪市長田中3丁目6番 1号 株式会社ムサシ大阪支店 取締役支店長 五島 真一	第27回参議院議員通常選挙投 票用紙自動交付機等点検業務 7-木参選-7	役務	第27回参議院議員通常選挙で 使用する投票用紙自動交付機等 の点検業務	令和7年4月1日 ～ 令和7年6月30日	1,458,600	1,458,600	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の 規定による。 ②契約の相手方の選定理由 市が保有する当該業者の「投票用紙自動交付機」 等に係る点検業務につき、当該業者のみが点検可 能であるため契約相手としたもの。

6	総務課	京都府京田辺市普賢寺中島3-34 株式会社ウイング京田辺営業所 所長 津田 秀夫	木津川市市有バス運行管理業務委託（その2） 7-総委-26	役務	木津川市市有バス運行管理業務	令和7年6月1日 ～ 令和8年3月31日	12,111,000	13,420,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 競争入札の応札者が1者のみであり入札が不成立となったため、応札のあった業者と契約締結を行った。
7	総務課	大阪府枚方市西禁野1丁目3番35号 京阪ビルテクノサービス株式会社 代表取締役 内田 茂信	木津川市防犯カメラレンタル業務 7-総委-23	役務	防犯カメラのレンタル業務	令和7年12月1日 ～ 令和12年11月31日	20,130,000	56,324,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ②契約の相手方の選定理由 企画提案方式により最適な事業者を選定したため
8	総務課	京都府相楽郡精華町精華台5丁目1-1 エースジャパン株式会社 代表取締役 判藤 慶太	万博で使われていたベンチ 7-総委-5	物品	万博で使われていたベンチの購入	令和7年7月15日 ～ 令和8年1月30日	2,970,000	2,970,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ②契約の相手方の選定理由 木津川市の伐採した樹木を用いて万博でリサイクルベンチを展示していた唯一の業者であったため
9	総務課	木津川市加茂町大畑背谷38番地1 三重中央開発株式会社 京都リサイクルセンター 事業所長 穂苅 清二	木津川市の公共施設から排出する一般廃棄物収集運搬及び処分業務 7-総委-11	役務	木津川市の公共施設から排出する一般廃棄物収集運搬及び処分業務	令和7年4月1日 ～ 令和7年6月30日	2,757,964	2,757,964	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ②契約の相手方の選定理由 前年度契約業者と前年度単価にて契約
10	総務課	京都府京都市右京区太秦小角町20番地の70 株式会社インテリアホソイ 代表取締役 細井 和博	木津川市役所本庁舎遮熱フィルム貼付け業務 7-総委-37	役務	本庁舎の窓面に遮熱フィルムを施工する業務	令和7年10月27日 ～ 令和7年12月31日	5,428,500	8,789,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ②契約の相手方の選定理由 本市指名登録業者で遮熱フィルムを施工できる業者が1者のみであるため
11	総務課	大阪府大阪市西淀川区御幣島1丁目10番8号 日本ビルコン株式会社近畿支社 支所長 大柿 耕一	熱源空調用ポンプ修繕業務 7-総-10	土木	熱源空調用ポンプを修繕する業務	令和7年7月18日 ～ 令和7年7月31日	1,958,000	2,719,200	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ②契約の相手方の選定理由 受注実績のある事業者より見積徴取を行い、予定価格の範囲内であったため契約相手としたもの。
12	総務課	大阪府大阪市西淀川区御幣島1丁目10番8号 日本ビルコン株式会社近畿支社 支所長 大柿 耕一	本庁舎空調設備通信機器修繕業務 7-総-14	土木	空調設備通信機器を修繕する業務	令和7年10月24日 ～ 令和8年3月31日	1,650,000	2,343,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ②契約の相手方の選定理由 受注実績のある事業者より見積徴取を行い、予定価格の範囲内であったため契約相手としたもの。

13	総務課	東京都港区南青山二丁目11番17号 第一法規株式会社 代表取締役社長 田中 英弥	例規整備情報等サービス利用契約	役務	現行法規履歴や例規整備情報等のサービス提供	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,507,440	1,507,440	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 本業務が市の例規データベースシステムと連携して各種例規事務を補助するものであることから、当該システムの管理委託事業者から見積徴取し、予定価格の範囲内であったため、契約を行った。
14	総務課	京都府宇治市広野町西裏28番地の3 ヒューマンスタッフ株式会社 代表取締役 松井 純一	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査期日前投票事務従事者派遣業務 8－木衆選－1	役務	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴う期日前投票所事務従事者派遣業務	令和8年1月19日 ～ 令和8年2月7日	1,353,825	1,353,825	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 市指名登録業者であり、受注実績のある事業者より見積徴取を行い、予定価格の範囲内であったため契約相手としたもの。
15	総務課	京都府宇治市広野町西裏28番地の3 ヒューマンスタッフ株式会社 代表取締役 松井 純一	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査投票事務従事者派遣業務 8－木衆選－2	役務	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴う投票所事務従事者派遣業務	令和8年1月19日 ～ 令和8年2月8日	1,409,126	1,409,126	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 市指名登録業者であり、受注実績のある事業者より見積徴取を行い、予定価格の範囲内であったため契約相手としたもの。
16	総務課	木津川市加茂町岡崎西垣内11 看板のイワタ 代表者 岩田 司	第51回衆議院議員総選挙に係るポスター掲示板作成業務 8－木衆選－4	物品	第51回衆議院議員総選挙及の執行に伴うポスター掲示板の購入	令和8年1月21日 ～ 令和8年3月31日	1,454,640	1,454,640	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 市指名登録業者であり、予定価格の範囲内であったため契約相手としたもの。
17	総務課	木津川市木津雲村111番地1 株式会社三浦工務店 代表取締役 三浦 英男	第51回衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置撤去業務（木津区域） 8－木衆選－5	役務	第51回衆議院議員総選挙ポスター掲示場の設置及び撤去業務（木津地域）	令和8年1月19日 ～ 令和8年2月13日	1,760,000	1,760,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 市指名登録業者であり、受注実績のある事業者より見積徴取を行い、予定価格の範囲内であったため契約相手としたもの。
18	総務課	奈良県奈良市七条町106-3 株式会社レントオール奈良 所長 姫田 真	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る投票所等資材レンタル業務 8－木衆選－8	役務	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴う投票所・開票所・期日前投票所における資材のレンタル及び期日前投票所（イオンモール高の原）の設営・撤去作業	令和8年1月24日 ～ 令和8年2月9日	5,645,012	5,645,012	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 市指名登録業者であり、受注実績のある事業者より見積徴取を行い、予定価格の範囲内であったため契約相手としたもの。

19	総務課	大阪府東大阪市長田中3丁目6番1号 株式会社ムサシ大阪支店 取締役支店長 荻野 勝紀	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査投票用紙自動交付機等点検業務 8－木衆選－11	役務	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査で使用する投票用紙自動交付機等の点検業務	令和8年1月23日 ～ 令和8年2月8日	1,047,200	1,047,200	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 市が保有する当該業者の「投票用紙自動交付機」等に係る点検業務につき、当該業者のみが点検可能であるため契約相手としたもの。
20	総務課	大阪府東大阪市長田中3丁目6番1号 株式会社ムサシ大阪支店 取締役支店長 荻野 勝紀	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査当日投票システム用パソコンレンタル業務 8－木衆選－13	役務	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の当日の各投票所で使用する当日投票システム用パソコンのレンタル及び初期設定業務	令和8年1月29日 ～ 令和8年2月12日	1,941,500	1,941,500	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 市が保有している当該業者の「当日投票システム」を使用するためのパソコンであり、初期設定も含めトータルでのサポートが期待できるため契約相手としたもの。
21	総務課	奈良県奈良市七条町106-3 株式会社レントオール奈良 所長 姫田 真	京都府知事選挙投票所等資材レンタル業務 7－木知選－3	役務	京都府知事選挙の執行に伴う投票所・開票所・期日前投票所における資材のレンタル及び期日前投票所（イオンモール高の原）の設営・撤去作業	令和8年1月23日 ～ 令和8年4月6日	2,618,000	3,128,400	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 競争入札の応札者が1者のみであり入札が不成立となったため、応札のあった業者と契約締結を行った。
22	総務課	木津川市木津雲村111番地1 株式会社三浦工務店 代表取締役 三浦 英男	京都府知事選挙ポスター掲示場設置撤去業務（木津区域） 8－木知選－6	役務	京都府知事選挙ポスター掲示場の設置及び撤去業務（木津地域）	令和8年3月9日 ～ 令和8年4月10日	1,210,000	1,564,200	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 市指名登録業者であり、予定価格の範囲内であったため契約相手としたもの。
23	総務課	大阪府東大阪市長田中3丁目6番1号 株式会社ムサシ大阪支店 取締役支店長 荻野 勝紀	京都府知事選挙当日投票システム用パソコンレンタル業務 8－木知選－9	役務	京都府知事選挙の当日の各投票所で使用する当日投票システム用パソコンのレンタル及び初期設定業務	令和8年3月26日 ～ 令和8年4月9日	1,941,500	1,941,500	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 市が保有している当該業者の「当日投票システム」を使用するためのパソコンであり、初期設定も含めトータルでのサポートが期待できるため契約相手としたもの。
24	総務課	木津川市加茂町大畑背谷38番地1 三重中央開発株式会社 京都リサイクルセンター 事業所長 穂苅 清二	木津川市の公共施設から排出する産業廃棄物収集運搬及び処分業務 7－総委－24	役務	木津川市の公共施設から排出する産業廃棄物収集運搬及び処分業務	令和7年7月 1日 ～ 令和8年3月31日	2,903,780	2,903,780	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 ②契約の相手方の選定理由 競争入札の応札者が1者のみであり入札が不成立となったため、応札のあった業者と契約締結を行った。

25	税務課	京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369-3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役 松下 直弘	7-税委-1 家屋評価システム利用・保守業務	役務	家屋評価システム「HYOCA-Z」のシステムサポートや利用・保守業務	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1,161,600	1,162,000	①随意契約とした理由 現在利用している家屋評価システムの利用支援・保守については、導入業者に委託することが最も適切であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当） ②契約の相手方の選定理由 当該システムの導入業者に見積書を徴取した結果、予定価格の範囲内であったため。
26	税務課	京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 大和不動産鑑定株式会社京都支社 京都支社長 佐々 勝英	7-税委-2 固定資産路線価等見直し及び地図システム連携データ作成委託業務（令和7年度）	役務	標準宅地（現在277地点）の点検、選定替え、状況類似地区の確認、修正、時点修正業務等、追加路線の算定、地図システムへの評価データ反映、不動産鑑定士による相談業務等	令和7年6月16日 ～ 令和8年3月24日	6,338,200	6,339,000	①随意契約した理由 本業務は、次年度以降の固定資産税（土地）の賦課に必要な土地評価関係データの作成、地図・土地評価システム（マルコポーロ）へのセットアップ及びこれに付随する業務を委託するものです。 ②契約の相手方の選定理由 当該システムの導入業者に見積書を徴取した結果、予定価格の範囲内であったため。 マルコポーロのセットアップデータの作成は、同システムの開発業者である大和不動産鑑定株式会社へ委託する必要があるため、随意契約（一者見積）とした。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）、（木津川市契約事務規則第24条第4項ただし書に該当）
27	税務課	京都市中京区間之町通御池下る錦屋町520番地1 公益財団法人 京都府不動産鑑定士協会 会長 辻本 尚子	7-税委-6 令和9年度の固定資産税（土地）の評価替えに係る標準宅地の不動産鑑定評価業務	役務	令和9年度向け評価替え標準宅地鑑定業務	令和7年10月7日 ～ 令和8年3月31日	17,174,960	17,684,000	本業務については、固定資産税算定の基礎となる固定資産路線価等を求める根拠となる業務であり、適正かつ公平な課税を行うためには、本業務の成果に拠るところが大きく、必然的に本業務は、木津川市の地域特性及び土地の価格情報にも精通し、市内はもとより近隣市町との地価のバランスにも通じ、旧町の時より固定資産税の関係業務に携わってきた業者でないと、適切に業務が履行できないものであり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）
28	税務課	京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369-3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役 松下 直弘	法務局登記データ課税連携システム使用料	役務	法務局登記データと課税情報を連携するシステムの保守及び使用料	令和7年10月1日 ～ 令和8年3月31日	1,188,000	1,188,000	①随意契約とした理由 令和6年度から令和7年度にかけて導入した法務局登記データ課税連携システムについて、保守及び使用料を支払う業務であるため、システム構築に関わったの導入業者に委託することが最も適切であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当） ②契約の相手方の選定理由 当該システムの導入業者に見積書を徴取した結果、予定価格の範囲内であったため。
29	税務課	京都市中京区間之町通御池下る錦屋町520番地1 公益財団法人 京都府不動産鑑定士協会 会長 辻本 尚子	7-税委-3 令和8年度の固定資産税の評価において活用する標準宅地の時点修正に関する業務	役務	標準宅地の時点修正評価を実施するために必要な業務及びそれに付随する業務等（市内276地点の下落率の算出等）	令和7年6月16日 ～ 令和7年9月30日	2,793,120	2,794,000	本業務については、基準年度の鑑定価格に対して時点修正を行うためのものであり、評価の整合性、一体性等に照らし、実施済みの「基準年度（令和6年度）鑑定評価業務」を行った不動産鑑定業者が業務を行うことが適切であるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）